

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 3 0 号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則（平成 1 7 年大田市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 1 号中「職員が国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等に従事した日」を「次のいずれかの日」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員が本市以外の区域において、国又は地方公共団体等の要請に基づき派遣されて行う災害応急作業等に従事した日

イ 職員が本市において、国又は地方公共団体等の職員が本市に派遣される規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所において行う災害応急作業等に従事した日

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。